

## 令和5年度 第3回福岡地方最低賃金審議会 資料目次（その3）

### [ 福岡県特定最低賃金 関連 ]

資料	1	福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、鉄鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業最低賃金専門部会運営規程	1
資料	2	福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 最低賃金専門部会運営規程	3
資料	3	福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業 最低賃金専門部会運営規程	5
資料	4	福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店、総合スーパー 最低賃金専門部会運営規程	7
資料	5	福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）小売業 最低賃金専門部会運営規程	9
資料	6	令和5年度 特定最低賃金改正決定申出状況	11
資料	7	令和5年度 最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領（案） 【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】	13



## 福岡地方最低賃金審議会 福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業 最低賃金専門部会運営規程

### (規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金専門部会(以下「部会」という。)の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令(以下「審議会令」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

### (会議の招集)

第2条 部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長(以下「局長」という。)または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

### (小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

### (委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

( 会議における発言 )

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

( 会議の公開 )

第 6 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

( 議事録及び議事要旨 )

第 7 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員 2 人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

( 報告 )

第 8 条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

( その他 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

( 規程の改廃 )

第 10 条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和 3 年 7 月 27 日から施行する。

**福岡地方最低賃金審議会 福岡県電子部品・デバイス・電子回路、  
電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会運営規程**

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会(以下「部会」という。)の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令(以下「審議会令」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長(以下「局長」という。)または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

( 会議における発言 )

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

( 会議の公開 )

第 6 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

( 議事録及び議事要旨 )

第 7 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員 2 人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

( 報告 )

第 8 条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

( その他 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

( 規程の改廃 )

第 10 条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和 3 年 7 月 27 日から施行する。

福岡地方最低賃金審議会 福岡県輸送用機械器具製造業  
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県輸送用機械器具製造業最低賃金専門部会(以下「部会」という。)の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令(以下「審議会令」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議(以下「会議」という。)は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長(以下「局長」という。)または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

( 会議における発言 )

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

( 会議の公開 )

第 6 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

( 議事録及び議事要旨 )

第 7 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員 2 人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

( 報告 )

第 8 条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

( その他 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

( 規程の改廃 )

第 10 条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和 3 年 7 月 27 日から施行する。



福岡地方最低賃金審議会 福岡県百貨店，総合スーパー  
最低賃金専門部会運営規程

(規程の目的)

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県百貨店，総合スーパー最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

(会議の招集)

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

(小委員会)

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

(委員の欠席)

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

( 会議における発言 )

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

( 会議の公開 )

第 6 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

( 議事録及び議事要旨 )

第 7 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員 2 人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

( 報告 )

第 8 条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

( その他 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

( 規程の改廃 )

第 10 条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和 3 年 7 月 27 日から施行する。

福岡地方最低賃金審議会 福岡県自動車（新車）小売業  
最低賃金専門部会運営規程

（規程の目的）

第1条 この規程は、福岡地方最低賃金審議会福岡県自動車（新車）小売業最低賃金専門部会（以下「部会」という。）の議事に関し、最低賃金法及び最低賃金審議会令（以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（会議の招集）

第2条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）または3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

2 前項の規定により局長または委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに部会長に通知しなければならない。

3 部会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（小委員会）

第3条 部会長は、部会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、または細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会を設けることができる。

（委員の欠席）

第4条 委員は、部会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときには、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

( 会議における発言 )

第 5 条 委員は、会議において発言しようとするときには、部会長の許可を受けるものとする。

( 会議の公開 )

第 6 条 会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

2 部会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命じるなど必要な措置をとることができる。

( 議事録及び議事要旨 )

第 7 条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、部会長及び部会長の指名した委員 2 人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

( 報告 )

第 8 条 部会長は、部会が議決を行ったときは、その都度福岡地方最低賃金審議会長に報告するものとする。

( その他 )

第 9 条 この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、部会の議決に基づいて定める。

( 規程の改廃 )

第 10 条 この規程の改廃は、部会の議決に基づいて定める。

附則

この規程は、令和 3 年 7 月 27 日から施行する。

### 令和5年度 特定最低賃金改正決定申出状況

申出日	特定最低賃金名	申出代表者	申出 ケース		適用 労働者数 (A)	合意者 又は 協約適用 労働者数 (B)	合意者 又は 協約適用 労働者割合 (B) / (A)	協定 最低賃金額 (C)	現在の 特定最賃額 (D)	差額 (C - D)	差額率 (C) / (D)
			労働 協約	公正 競争							
令和5年6月23日	福岡県製鉄業、製鋼・製鋼 圧延業、鋼材製造業	日本基幹産業労働組合連 合会 福岡県本部 委員長 増田 隆男			6,970 人	3,095 人	44.4%	1,131 円	1,010 円	121 円	112.0%
令和5年6月27日	福岡県電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業	全日本電機・電子・情報開 連産業労働組合連合会 福岡地方協議会 議長 久保 隆志			22,080 人	9,712 人	44.0%	1,047 円	977 円	70 円	107.2%
令和5年6月29日	福岡県輸送用機械器具製 造業	自動車総連福岡地方協議 会 議長 吉村 淳治			22,490 人	14,925 人	66.4%	1,046 円	987 円	59 円	106.0%
令和5年6月26日	福岡県百貨店、総合スー パー	UAゼンセン福岡県支部 支部長 西 央人			15,000 人	8,529 人	56.9%	945 円	900 円 (県最賃額)	45 円	105.0%
令和5年6月30日	福岡県自動車(新車)小売 業	自動車総連福岡地方協議 会 販売部門連絡会 委員長 岩屋 英幸			9,560 人	7,204 人	75.4%	1,035 円	987 円	48 円	104.9%

「合意者又は協約適用労働者割合」については、小数点第2位を四捨五入



## 令和5年度最低賃金に関する関係労使意見聴取実施要領

### 【福岡県特定最低賃金改正決定必要性の有無】

#### 1 目的

特定最低賃金の決定等の必要性に係る審議に資するため、特定最低賃金改正の申出を行った業種の関係労使それぞれの代表者から、その改正決定の必要性の有無に関する意見を直接聴取する。

#### 2 実施日時、実施場所

日時：令和5年8月22日(火) 9時00分～11時30分

場所：福岡合同庁舎 新館4階 労働大会議室

福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号

#### 3 実施主体

福岡地方最低賃金審議会

#### 4 推薦手続き

- (1) 推薦は8月4日(金)までとし、意見発表者は、特定最低賃金改正の申出を行った各業種の関係労使各1名とする。
- (2) 意見発表者には会長名で依頼する。

#### 5 意見発表・聴取要領

- (1) 意見発表者は意見を別紙「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書」(任意様式で可)に記載し、8月16日(水)までに事務局へ提出する。  
なお、やむを得ず当日持参する場合には、30部を用意すること。
- (2) 発表に当たっては、所属組合・企業だけではなく、できるかぎり所属する業種全体の意見も説明する。
- (3) 発表・聴取時間は各業種25分とし、内訳は意見発表労使各10分、質疑5分とする。
  - ア 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業  
9:05～9:30 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
  - イ 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業  
9:30～9:55 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
  - ウ 輸送用機械器具製造業  
9:55～10:20 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
  - エ 百貨店、総合スーパー  
10:20～10:45 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)
  - オ 自動車(新車)小売業  
10:45～11:10 労働者側発表(質疑)、使用者側発表(質疑)

以上





## 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見書

- 1 労使の別(該当箇所をチェック)  労働者代表意見  使用者代表意見
- 2 適用される特定最低賃金(該当箇所をチェック)
- 製鉄業、製鋼・製鋼圧延、鋼材製造業
  - 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
  - 輸送用機械器具製造業
  - 百貨店、総合スーパー
  - 自動車(新車)小売業
- 3 業種(事業内容): \_\_\_\_\_業

## 4 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に関する意見

改正決定の必要性(該当箇所をチェック)  有  無

## 理由・背景等

(所属する組合・企業だけでなく、できるかぎり産業全体としての意見を含めること)

上記に記載された内容は、最賃審議会資料としての「公開原則」が適用されますので、ご注意ください。

[以下の記載分は、個人情報保護の観点から公開原則の対象外となります。任意にてご記入ください]

## 労働者代表

所属組合	名称		概	加盟組合数 <small>(産別連合体の場合)</small>	
	所在地	〒 -		主な業種 <small>(企業別組合の場合)</small>	
	電話番号	- -	要	所属労働者数	
	職名			参考事項	

## 使用者代表

所属企業	名称		概	労働者数	
	所在地	〒 -		要	業種
	電話番号	- -	参考事項		
	職名				